生活サポート事業

事業内容

介護給付の申請をしたものの、障害程度区分が非該当となった者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行う。

対 象 者

障害程度区分が非該当となった身体障害者・知的障害者・精神障害者

運営基準等

岡山県から指定居宅介護事業者の指定を受けていること。

サービス提供にあたっては、利用者と契約を締結すること。

サービス提供時に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行うこと。

サービス提供記録を整備しておくこと。

利用者負担金を利用者から受領すること。

補助金額

30分につき 750円(利用者負担分を含む。)

早朝夜間・深夜帯についても同額

支給量:一律 10時間/月

利用者負担

補助金額の1割

生活保護世帯・市民税非課税世帯:無料

(18歳以上の障害者については、世帯の範囲は本人及び同一世帯に属する配偶者のみ)

補助金の交付申請

生活サポート支援提供実績票に補助金交付申請書を添付して、翌月10日までに申請すること。 補助金の交付は、翌々月末までに行う。

そ の 他

障害程度区分が非該当となった者が対象であることから、家事援助中心サービスである。